国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	はじめに
他言語論題 Title in other language	Overview
著者 / 所属 Author(s)	本吉　理彦（MOTOYOSHI Tadahiko）／総合調査室
書名 Title of Book	青少年をめぐる課題　総合調査報告書 （Challenges Facing Young People in Japan）
シリーズ Series	調査資料 2020-3　（Research Materials 2020-3）
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
刊行日 Issue Date	2021-03-09
ページ Pages	1-11
ISBN	978-4-87582-874-7
本文の言語 Language	日本語（Japanese）
キーワード keywords	—
摘要 Abstract	—

＊ この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。
＊ 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

国立国会図書館
National Diet Library, Japan

はじめに

国立国会図書館　調査及び立法考査局
専門調査員　総合調査室　本吉　理彦

本年度の総合調査は、「青少年の課題」を取り上げた。総合調査では、平成 20（2008）年に「青少年をめぐる諸問題」（以下、「諸問題」）をテーマとしており、12 年ぶりになる[1]。

1　前回総合調査からの動き

前回にこのテーマを取り上げた平成 20（2008）年は、我が国は既に少子高齢化社会に入っており、また、当時としてもネット社会の急速な進展がみられ青少年をとりまく環境が大きく変化しつつあった時期であった。これらの変化の中で薬物乱用、非行、いじめ等の問題行動の多発、出会い系サイト等のインターネット上の有害環境の発生などが社会問題化していた。ニート、フリーター、若年失業者の増加、青少年間で拡大する格差なども問題となっていた。

国会でも国政の重要課題として議論され、衆議院には「青少年問題に関する特別委員会」が設置されていた。行政機関では、内閣総理大臣を長とする「青少年育成推進本部」が内閣府に設置され、「青少年育成施策大綱」が定められ、青少年の育成支援が保健、福祉、教育、労働、非行対策などの幅広い分野で進められていた。

それから 12 年が経った。平成 20（2008）年に 127,692,000 人だった日本の総人口は、令和元（2019）年には 126,167,000 人に減少し、0 歳から 29 歳までの子ども・若者の数は、38,067,000 人から 33,658,000 人に減った。0 歳から 29 歳までの子ども・若者の総人口に占める割合は、29.8% から 26.7% に低下した[2]。少子高齢化は着実に進んだのである。

また、内閣府の「青少年のインターネット利用環境実態調査」が始まった平成 21（2009）年度に PHS を含む携帯電話を所有している 10 歳から 12 歳の小学生は、21.8% であった。中学生では 46.8%、高校生は 96.0% が所有していた[3]。令和元（2019）年の調査では、10 歳から 12 歳の小学生の 86.3%、中学生の 95.1%、高校生の 99.1% がインターネットを利用していることが示されている[4]。

小学生高学年でも大半の者がスマートフォンなどを利用し、またそれを介して SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などのインターネット上の各種サービスや情報にアクセスできる時代になったのである。ICT 技術の進歩とそれに基づくサービスが社会全体に普及し、若年層もそのような環境の中で日常生活を営むようになっている。この間にグローバル化も進み、在留外国人数は増加しており、市中で外国人の子どもを見かける機会も増えてきた。

このような社会環境の変化に対応し青少年の育成支援に関する取組も様々な分野で進められてきた。平成 21（2009）年に、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備などを目的として、子ども・若者育成支援推進法が成立した。平成 22（2010）年 4 月の法施

(1)　国立国会図書館調査及び立法考査局『総合調査報告書　青少年をめぐる諸問題』2009.
(2)　内閣府『令和 2 年版　子供・若者白書』「参考資料」2020, p.284.
(3)　内閣府『平成 21 年度青少年のインターネット利用環境実態調査』2010.3.
(4)　内閣府『令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査』2020.4. 令和元年度版では、インターネット利用率等は示されているが、機器の所有率は示されていない。

行に伴い、同法 26 条に基づく特別の機関として子ども・若者育成支援推進本部が設置された。同年 7 月に、同法第 8 条に基づく大綱として「子ども・若者ビジョン」が決定された。平成 28（2016）年には、これに代わる新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が決定されている。本報告書に関連する青少年に関連する政策動向は次のとおりである。

平成22（2010）年	4月	子ども・若者育成推進支援法施行
	7月	児童ポルノ排除総合対策
平成24（2012）年	3月	観光立国推進基本計画（第2期）
	6月	若者雇用戦略
	8月	子ども・子育て支援法制定（平成27年4月施行）
	12月	消費者教育推進法施行
平成25（2013）年	6月	消費者教育に関する基本方針
	9月	いじめ防止対策推進法施行
平成26（2014）年	1月	子どもの貧困対策の推進に関する法律施行
	7月	改正児童買春・児童ポルノ禁止法施行
平成27（2015）年	10月	青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）施行
平成28（2016）年	1月	青少年雇用対策基本方針
	6月	改正公職選挙法施行（選挙権年齢を18歳に引下げ）
平成29（2017）年	3月	観光立国推進基本計画（第3期）
	4月	児童の性的搾取等に係る対策の基本計画
平成30（2018）年	2月	改正青少年インターネット環境整備法施行
	6月	民法改正（成年年齢を18歳に引下げ。令和4年4月施行予定）
	12月	外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策
令和2（2020）年	6月	日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針

（出典）筆者作成。

2　本調査の概要

(1) 調査の趣旨、目的

前回の総合調査から 10 年以上が経った現在、少子高齢化やグローバル化はさらに進展し、ICT 技術を用いた新たなサービスが次々と登場し、社会は大きく変容した。この社会の変容のなかで新しい課題が生じるとともに、従来からある課題も新たな局面を迎えている。本総合調査は、こうした青少年をめぐる現状を踏まえ、政治、経済、教育、労働等の諸分野における今日的な課題について、調査を行ったものである。

もとより、青少年をめぐる課題は多岐にわたり、様々な観点から検討がなされ多様なアプローチからの対応が行われている。その全てを網羅することは困難であり、本報告書で扱うテーマは、各執筆者が日頃担当する調査分野における青少年に関する課題で、より深い検討が必要と思われるものを選定することとした。ここで取り上げたテーマには限りがあるが、可能な限り多角的、総合的に調査することを目的に実施したものである。

(2) 青少年の範囲

青少年の課題を考える際には、テーマの多様性と同時に青少年の年齢の幅広さも考慮する必要がある。そこで青少年の年齢区分について、報告書の内容を紹介する前に簡単にまとめてお

きたい。

「子供・若者育成支援推進大綱」での区分は以下のとおりである。

子供	乳幼児期、学童期及び思春期
若者	思春期、青年期の者。施策によっては40歳未満までのポスト青年期の者も対象とする。
青少年	乳幼児期から青年期までの者

乳幼児期	義務教育年齢に達するまでの者
学童期	小学生の者
思春期	中学生からおおむね18歳までの者
青年期	おおむね18歳から30歳未満の者
ポスト青年期	青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者

（出典）子ども・若者育成支援推進本部「子供・若者育成支援推進大綱」2016.2.9, p.32 <https://www8.cao.go.jp/youth/suisin/pdf/taikou.pdf> を基に筆者作成。

これとは別に、各種法令等ではそれぞれに対象とする青少年の年齢区分を定めている。これらについて、本報告書で言及するものを中心に以下にまとめた。

法律等	呼称	年齢区分
少年法	少年	20歳未満の者
刑法	刑事責任年齢	満14歳
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学始期から18歳に達するまでの者
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	20歳未満の者（平成34（2022）年4月1日以降は、18歳未満の者）
労働基準法	年少者	18歳未満の者
	児童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
青少年雇用促進法	青少年	35歳未満の者（法律上の規定はないが、法律に基づいて定められた「青少年雇用対策基本方針」において規定）
児童買春・児童ポルノ禁止法	児童	18歳未満の者
青少年インターネット環境整備法	青少年	18歳未満の者
児童虐待防止法	児童	18歳未満の者
公職選挙法	選挙権年齢	18歳以上の者
消費者教育	若年層	小学生から20代前半までの年齢層（法律上の規定はないが、消費者庁及び消費者委員会設置法に基づいて設置された消費者委員会の消費者教育に関する提言において規定）

（出典）内閣府『令和2年版　子供若者白書』2020, p.282等を基に筆者作成。

(3) 各論文の概要

本総合調査報告書は、以下の８つの論文から成る。

第 1 論文の「憲法と青少年―未成年者の人権をめぐって―」は、保護と制約の観点から青少年の人権について概念整理を行い、具体的な立法例や裁判例を検討するものである。

未成年者は未成熟で成長・発達の途上にあるという特性を持つことから、特に手厚く保証される権利がある一方、制約される権利もある。未成年者は教育を受ける権利の保障、児童の酷使禁止等、法的に特別の保護を受ける一方、選挙権の欠格、知る自由の制約（いわゆる有害情報に係るもの）等一定の制約を受ける。

本稿では、未成年者の人権をこの保護と制約の観点から整理し、憲法学説、教育法学等を整理する。さらに、新たに特別な保護が求められたもの、既にある特別な保護が問題になったもの、新たに特別な制約が求められたもの、既にある特別な制約が問題になったものの四つの区分から、近年の具体的な立法例、裁判例を取り上げて解説を試みる。最後に諸外国の憲法上の規定を紹介するものである。

また、青少年をめぐる課題を考える際、親（保護者）や家庭の在り方と青少年との関係性が重要となってくるが、本稿では、通常は個人と国家との関係が問題とされる憲法においても、親の位置づけが検討される必要があることを指摘して、整理を行う。

本稿で示された未成年を考える際の視点、すなわち保護と制約の観点及び親の位置づけの在り方は、青少年をめぐる様々な問題を考える際の基本的な枠組みとなるものである。

第 2 論文では「世代間における「1 票の格差」」を取り上げる。通常、「1 票の格差」は選挙区間の議員 1 人当たりの選挙人数の格差として論じられるが、ここでは、若年層と高齢者層の世代間における政治に対する影響力の格差が主題となる。

この背景には、急速に少子高齢化が進む我が国では、高齢者層の人数が増えていることや高齢者層の投票率が相対的に高いことから、若年層の意見が取り入れられにくくなっているのではないか、との問題意識がある。このことは若年層に政治への諦めを生じさせ、投票制度への懐疑に繋がる可能性もある。世代間の「1 票の格差」は、我が国では社会的、政治的な問題として顕在化しているとは言えないが、既に法学、政治学の分野で様々な議論がなされ、具体的な制度の提案も行われている。

このような世代間格差を是正し若年層の政治参加を促進するための方策として、本稿では、デメーニ投票、世代別投票、余命投票を紹介する。これらについては、憲法との関係や現実性の低さ等から否定的な評価が多く、現時点では「奇策」とみなされる提案であることも事実である。

一方で、少子高齢化の一層の進行が見込まれる中で、若年層の政治参加をどのように進めるか、投票率向上の呼びかけにとどまらない選挙制度の在り方に踏み込んだ議論がなされていることは注目に値する。

本稿は、選挙権年齢に達しない青少年が行使できない制約された権利である選挙権について何らかの代替策を検討する動きを紹介するものと言えよう。

第 3 論文の「「SNS の利用に起因する児童の性被害の現状と対策―自画撮り被害を中心に―」では、日本国内の児童の性被害の現状、特に SNS の利用に起因する性被害として「自画撮り被害」を取り上げる。

前回調査の「諸問題」でも携帯電話等からのインターネット利用の現状と問題をとりあげたが[5]、スマートフォンの利用が小学生でも一般化した現在では、SNS を介する児童の性的被害が増加している。本稿で取り上げた自画撮り被害は、新しい技術、サービスの誕生に伴い発生した社会問題であり、第 1 論文での区分に従えば、近年において新たに特別な保護が求められたものと位置づけることができる。

また、この問題については、現行法律が適用されない要求行為の段階での規制について、30 以上の都道府県において条例で禁止している現状がある。児童保護の観点のほか、条令で規制を行うことの是非、通信の秘密等の正当な活動の不必要な制限にならないか等の様々な意見があり、この問題が保護と制約が衝突する領域であることが示される。

第 4 論文の「若年層に対する消費者教育の動向と課題」では、若年層に対する消費者教育を扱う。

消費者教育そのものはあらゆる世代に関わる主題であるが、今後、社会の担い手になっていく若年層への取組は重要な意味を持つ。本稿では、経緯、基本的な考え方、学校教育における近年の取組を概観し、近年の課題である改正民法に基づく成年年齢引下げを背景とする若年層の消費者トラブルの抑止の取組について紹介する。

消費者市民社会[6]の観点に即して考えるならば、消費者教育は消費者保護、被害の防止にとどまるものではなく、これにより消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画するものとして自立していくことを目指すものである。新しい手口による被害が発生している若年層の消費者トラブルへの対応や抑制に向けての取組は消費者教育において重要な課題であり、保護は重要な視点であり続けるが、若年層の消費者教育においては、自立した消費者市民の育成と社会への参画が重視される。ここで、保護と制約とは異なる若年層の自立という観点が明らかになる。

前回調査の「諸問題」では、「シティズンシップ」すなわち市民性をキーワードとして、市民性の形成という観点から青少年問題を把握することを意図した[7]。このような市民性を青少年が確立していくためには、社会からの市民性の形成への支援、すなわち市民性教育が必要となる。若年層に対する消費者教育は、まさしく市民性教育の具体化の一つとして捉えることができる。本稿では、保護と制約の視点に加えて、青少年の市民としての自立と社会参画という視点が提示される。

第 5 論文の「我が国の金融教育の現状と課題―青少年を中心として―」では、青少年を対象とする金融教育の現状と課題についてまとめる。

長寿化の進展による老後の生活費確保の重要性、キャッシュレス化の進展や新たな金融サー

---

(5)　中里孝「青少年の携帯電話等からのインターネット利用の現状と課題」国立国会図書館調査及び立法考査局 前掲注(1), pp.133-148.

(6)　「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」(消費者教育推進法第 2 条第 2 項)

(7)　木戸裕「はじめに」国立国会図書館調査及び立法考査局　前掲注(1), pp.3-14. ここでシティズンシップとは、「政治共同体の成員として市民が平等に享受すべき諸権利という側面と、権利主体である市民に対して一定の義務の履行や公的な市民社会への貢献を要請する側面が同時に含まれる」とされる。同上, p.8.

ビスの登場、フィッシング詐欺等、新たな金融犯罪の発生等を背景に、金融リテラシーの重要性が認識されつつある。金融教育は、この金融リテラシーを身につけ、高めるためのものである。

また、金融リテラシーは、単にお金の使い方や金融犯罪・トラブルの抑止にとどまらない、消費者市民社会での自己決定のための基礎となる能力であり、金融教育は青少年が消費者市民として自立するにあたり、重要な位置を占める。

この若年層への金融教育の取組の重要性については国際的にも関心が深まっており、経済協力開発機構（OECD）は各国の金融リテラシーの水準を調査している。それによれば、我が国はOECD平均値より若干低いという評価になる。我が国では、学習指導要領の内容に基づき、金融に関係が深い学習内容が主に社会科、家庭科といった科目を通して初等・中等教育段階で実施されている。我が国では金融教育に関する取組を徐々に発展させてきたが、各種の調査からは未だ十分な成果が出ているとは言い難い状況であることがみてとれる。

第6論文の「在日外国人の子どもの教育―不就学について―」では、日本に居住する外国人の子どもの教育の問題を取り上げる。少子化による労働力不足や国際化の進展を背景として、日本における在留外国人数は増加傾向にあり、これに伴って日本に居住する外国人の子どもの教育に焦点が当たるようになった。

外国人には就学義務は課せられていないが、希望があればその子どもは公立の義務教育諸学校に受け入れられることとされている。しかし、実際は様々な理由から学齢相当の外国人の子どもの全員が学校に通っているわけではなく、不就学の子どもが存在する。令和元（2019）年の文部科学省による全国的な実態調査によれば、その数は約2万人である。

国も外国人の子どもの就学促進のため、様々な施策を講じており、全国には、積極的な取組を行っている自治体もある。

第6論文は、外国人の子どもの教育を取り巻く状況について概観し、このうち特に不就学の問題について、これまでの経緯を整理した上で先進自治体の取組を取り上げ、就学促進における課題を確認する。外国人の子どもの教育の機会の確保は、子ども本人にとって重要な問題であるとともに、外国人の日本の社会への参画の在り方という問題にもつながるものとも言える。

第7論文の「若年雇用政策の展開と展望」では、若者の雇用問題を取り上げる。若者が自立し活躍するためには、就業し経済的な基盤を築くことが重要である。我が国では、1990年代から2000年代初頭にかけてのいわゆる「就職氷河期」の時期や、2000年代後半のリーマン・ショックの際に、多くの若者が就職難に直面したことを受け、特に2000年代以降、様々な若年雇用政策が展開されてきた。また、最近では新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界規模で流行しており、国際労働機関（ILO）は、COVID-19の流行が若者の雇用に深刻な影響を及ぼすと警鐘を鳴らしている[8]。第7論文では、若年雇用の状況とこれまでの若年雇用政策を概観するとともに、ILOが提示する政策枠組みや諸外国の取組を参考に、課題を整理する。

将来の経済及び社会を担う者である青少年は、「その意欲及び能力に応じて、充実した職業

(8) “Youth hit hard by COVID-19’s economic fallout,” 2020.4.17. ILO website <https://www.ilo.org/global/about-the-ilo/multimedia/video/institutional-videos/WCMS_741948/lang--en/index.htm>

生活を営むとともに、有為な職業人として健やかに成育するように配慮されるもの」であり、また、「青少年である労働者は、将来の経済及び社会を担う者としての自覚を持ち、自ら進んで有為な職業人として成育するように努めなければならない」存在とされているということは[9]、この問題が、社会参画、市民性の形成の観点からも重要であることを示している。

最後の第 8 論文では、若者のアウトバウンド観光（海外旅行）を取り上げる。

次代を担う若者のアウトバウンドの促進は、観光政策の観点のみならず、今後の我が国を担う世代の国際感覚の涵養や国際相互理解の増進にも資することが期待されるため、今後の我が国が進めるべき経済社会や国民生活全般のグローバル化の観点からも重要な意義を持つとされる[10]。第 8 論文では、若者の観光促進の動向について、アウトバウンド観光を中心に、統計や意識調査、有識者の議論などを紹介し、政策動向を整理する。

コロナ禍以前、インバウンド観光すなわち訪日外国人旅行者数は拡大を続けていたが、アウトバウンド観光＝日本人出国者は平成 12（2000）年以降、低迷している。特に 20 代の若者の出国者数は、人口そのものの減少に伴って平成 8（1996）年からの 20 年で 39% 減少している[11]。現状は、国際相互理解の増進の観点から重要な双方向における交流拡大にはなっていない。

アウトバウンド観光による海外体験には、外国人とのコミュニケーションに柔軟に対応できる技術・考え方である「異文化コンピテンス」や課題の設定・解決などに粘り強く取り組む力を習得できるメリットがあるとされ、海外体験を持たないことは、若者に社会人として成長する機会のきっかけを失わせ、そのような若者が増えることによる地域や社会の将来への影響も懸念も示されている[12]。

若者のアウトバウンド観光は、さらにグローバル化が進む我が国の社会にとっても重要な意義を持つことになる。市民性形成の観点からも重要な体験である。

以上見てきたとおり、一口に青少年といってもそこに属する年齢層は幅広く、それぞれの世代で重要な問題、顕在化する問題は異なる。一方で、ある若者の抱えている課題が、その乳幼児期や子ども期に根を持つこともある[13]。そして若者も、いずれは大人として社会に参画していく存在である。特定の世代に着目しつつも各世代を通して考える視点が必要となる。

また、青少年をめぐる諸課題は多様であり、それぞれが専門的な見地から検討される必要がある。その一方で、一つの課題は他の課題と複雑な関係性を持ち、青少年個人にとっては複合的な課題として現れる。その意味では、青少年の課題は、特定の課題を個別に検討すると同時に、他の課題との関連で考えていく視点も必要とする。今回の総合調査で扱った年齢層やテーマは限られたものであるが、青少年を考える際の一助になれば幸いである。

3　各論文の要旨

「憲法と青少年―未成年者の人権をめぐって―」井田敦彦

---

(9)　青少年の雇用の促進等に関する法律第 2 条及び第 3 条

(10)　若者のアウトバウンド活性化に関する検討会「若者のアウトバウンド活性化に関する最終とりまとめ～次代を担う若者への「海外体験」のススメ～」2018.7, p.2. <https://www.mlit.go.jp/common/001247187.pdf>

(11)　同上, p.4.

(12)　同上, pp.9-10.

(13)　宮本みちこ編『すべての若者が生きられる未来を』岩波書店, 2015, p.26.

未成年者は法的に特別の保護を受ける一方、一定の制約に服している。前者（特別の保護）には、教育を受ける権利の保障、児童の酷使禁止等が含まれ、後者（一定の制約）には、選挙権の欠格、知る自由の制約（いわゆる有害情報に係るもの）等が含まれる。特に後者の制約は、未成年者の自律に配慮したものであることが求められている。

また、主に前者（特別の保護）に関する事例として、児童虐待の防止、児童買春・児童ポルノの禁止等に関する立法例、少年犯罪の報道規制に関する裁判例があり、主に後者（一定の制約）に関する事例として、インターネット上の有害情報の規制、選挙権年齢等の引下げ等に関する立法例、校則による髪型の規制等に関する裁判例がある。もっとも、前者と後者の区分は相対的であり、両者の側面が認められる事例が多い。

青少年をめぐる政策課題は多岐にわたるが、いずれも憲法を始めとする法体系の中でこれらを整理して見ていく必要がある。青少年をめぐる課題を憲法の観点から考えることは、課題の理解を深め、状況を改善する一助となろう。

なお、諸外国の憲法では、未成年者の権利や保護を包括的に規定している例がある。各国の規定は、①児童の権利を規定するもの、②国の責務を規定するもの、③国民の責務を規定するものにおおむね分類できる。

「世代間における「1票の格差」」藤原佑記

我が国において、加速度的に少子高齢化が進むことで若年層の人数が減り、高齢者層の人数が増えることはよく知られており、また、若年層の投票率が低い一方、高齢者層の投票率が高いこともよく知られている。そのため、相対的に有権者が多く投票率の高い高齢者層の意見が政治に取り入れられやすく、高齢者層と比較すると、有権者が少なく投票率の低い若年層の意見が政治に取り入れられにくいのではないか、すなわち、従来は「地域（選挙区）」における「1票の格差」が議論されてきたが、若年層と高齢者層の1票の価値が異なる「世代間」における「1票の格差」が存在するのではないかとの意見がある。

このような問題意識は諸外国でも認識されており、様々な議論がなされている。本稿では、まず、我が国においてこのような意見が出されるに至った背景であるシルバーデモクラシーの概要、どの程度の「1票の格差」があるかの試算を紹介する。

次に、「1票の格差」を是正することができるとして国内外で提案されているデメーニ投票等の肯定的な評価及び否定的な評価を整理する。諸外国の状況を見ると、ドイツやハンガリーにおいてデメーニ投票の導入に向けた具体的な動きがあったが、実現はしなかった。

このような「1票の格差」が広がると、若年層に政治に対する諦めが生じるおそれがあるなどとされるため、世代間における対立を避けつつ対話を続ける作業が求められていると指摘されている。

「SNSの利用に起因する児童の性被害の現状と対策―自画撮り被害を中心に―」髙山善裕

児童の性犯罪被害は、増加傾向にある。特に児童買春事犯等と比べて児童ポルノ事犯が増えており、その中でも「自画撮り被害」（だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体等を撮影させられた上で、画像をメール等で送らされる被害）が最も多い被害態様となっている。

このような状況に対して、国は「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」、「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」等に基づいて、スマート

フォン等のフィルタリングの更なる利用促進、児童ポルノの被害防止のための国民に対する広報・啓発活動等の推進を行っている。

一方、現行法上の対応に関して、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」は、自画撮り画像が送信された後の段階での適用可能性はあるものの（第7条第4項の姿態をとらせ製造罪）、画像送信前（画像要求行為）段階については、未遂罪が規定されていないことから適用されない。

これに対し、近年、条例で画像要求行為を禁止する都道府県が増えており、30以上の都道府県の条例で規定されている。条例改正の際、要求行為を禁止することや罰則を設けることの適否等について様々な意見が出され、検討が行われた。なお、全国知事会等から、国に対する法整備の要望が出されている。

また、諸外国でも自画撮り被害が発生しており、要求行為（児童に対して性的誘引を行うこと等）を禁止する規定を設けている。

要求行為の段階で規制を行うことについては、児童保護の観点のほか、通信の秘密等の正当な活動の不必要な制限にならないか等の様々な意見があり、十分な検討が求められる。

「若年層に対する消費者教育の動向と課題」奥山裕之

我が国の消費者教育をめぐっては、平成24（2012）年の消費者教育推進法施行が大きな契機となり、国及び地方公共団体が必要な施策を積極的に実施する方向性が明確化された。同法は、消費者教育を、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育であり、消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含むと規定している。

若年層に対する消費者教育については、近年はとりわけ、改正民法に基づく成年年齢引下げ（令和4（2022）年4月施行予定）を背景として、若年層の消費者トラブルの増加をいかに抑止するかという観点から、大きな課題があるとされている。一方、消費者市民社会の構築を目指すという観点からも、学校教育の各段階で、自ら消費行動に関する判断を行い、倫理的配慮に基づいて消費生活を実践していく自立した消費者市民を育成するための積極的な授業等の取組が求められている。

消費者教育の今後の展開を考える際には、特に担い手（人材）の問題が重要である。地方公共団体の消費者行政担当部局では、人員の減少傾向が見られ、また学校の教員においては消費者教育に関する知見や授業経験が十分ではない。消費者行政と教育現場とを連携させる消費者教育コーディネーターの活動が期待されているが、特定の担当者に任せるだけではなく、関係する組織が課題を共有し、次世代の消費者を共に育てていくという視点を持つことが必要であろう。

「我が国の金融教育の現状と課題―青少年を中心として―」梶朋美

社会経済情勢の変容に伴い、生活の様々な場面で金融に関する知識（金融リテラシー）が要求される機会が増え、その不足に起因する様々な問題点が指摘されている。金融教育（金融リテラシーを高める教育）を受けた経験が、生涯の金融行動にプラスの影響を及ぼすことが認められており、金融教育への取組の重要性が強く認識されている。金融教育で重視されていることは、金融知識の習得にとどまらず、適切な金融態度や金融行動に結び付けることである。

金融教育は、なるべく早い段階の学校教育に組み込むことが推奨されており、我が国においても、学習指導要領の内容に基づき、初等・中等教育段階で実施されている。金融に関係が深い学習内容は、生活設計や家計管理、金融や経済の仕組み、消費生活、キャリア教育などに関連し、主に社会（公民）や家庭科において扱われている。

国民の金融リテラシーの現状を把握するために行われている「金融リテラシーに関するアンケート調査」の結果は、金融教育の効果として、金融知識の向上及び金融行動の改善がみられることを示唆している。また、諸外国の同種の調査と比較すると、国民の金融リテラシーは、OECD 平均よりやや低いと言える。

我が国では金融教育に関する取組を徐々に発展させてきたが、未だ十分な成果が出ているとは言い難い。今後、我が国の金融教育を推進するに当たっては、学校教育における課題として、教育内容の改善と教員の金融知識の向上、教育効果の測定と検証の体制整備が挙げられる。また、全世代を対象とした金融教育に関しては、金融包摂に係る取組の強化、金融教育の戦略的な目標の設定と効果の測定が重要となろう。

「在日外国人の子どもの教育―不就学について―」和田希

外国人には就学義務は課せられていないが、希望があればその子どもは公立の義務教育諸学校に受け入れられることとされている。このため、学齢相当の外国人の子どもの全員が学校に通っているわけではない。外国人の子どもは、①義務教育諸学校に通う、②外国人学校に通う、③不就学になるという可能性がある。令和元（2019）年に行われた外国人の子どもの就学実態に関する初めての全国的な調査からは、不就学の可能性がある子どもが約 2 万人存在することが浮かび上がった。

文部科学省は外国人の子どもの就学促進のため、就学案内の発送の促進や就学ガイドブックの作成、リーマン・ショック時の就学支援事業や指針の公表など、様々な施策を講じてきた。しかし、対応については自治体により差があるのが現状である。本稿で先進事例として取り上げる岐阜県可児市、静岡県浜松市、愛知県では、多言語による就学案内の作成や積極的な就学状況の把握、円滑な就学のための初期適応指導教室の開催やプレスクールの普及といった積極的な就学促進策が実施されている。こうした就学促進策には効果が期待される一方、課題も指摘されている。また、その他の課題として、学齢超過者の受入れが挙げられ、特に中学校への就学機会が得られなかった場合に高校進学が難しくなることが指摘されている。

外国人の子どもに就学の機会を確保することは、子ども自身が能力を向上させ未来を切り拓くことができるようにするためにも、また、日本が多様な文化を尊重する共生社会となるためにも、重要な課題であると言える。こうしたことを念頭に、自治体や学校現場での取組を更に充実させていくことが必要である。

「若年雇用政策の展開と展望」小針泰介

就職氷河期やリーマン・ショックを経験してきた我が国では、これまでも若者自立・挑戦プランや若者雇用戦略、青少年雇用促進法など、様々な若年雇用政策を展開しており、最近では厚生労働省に設置された「今後の若年者雇用に関する研究会」が報告書をまとめている。我が国の若年雇用政策は、当初、就職に主眼を置いていたが、若者の過重労働が問題となったため、就職後の労働条件もその射程に入れるように進展してきた。また、就労支援を行っても直ちに

就労することが困難な若者の存在が明らかになり、雇用政策と福祉政策の連携により、個々の若者の実情に応じた支援を行う必要性も認識されている。

少子高齢化が進む我が国では、近年、潜在的な人手不足の基調が続いてきたが、若者の雇用は景気動向の影響を大きく受けることから、コロナ禍において新たな就職難が発生することが懸念されている。諸外国に目を向けると、フランスでは、若者を対象とした雇用政策として「1人の若者、1つの解決策」（1 jeune, 1 solution）を打ち出し、就職困難な若者に対する伴走支援等を実施している。また、イギリスでは「キックスタート制度」（Kickstart Scheme）を導入し、若者を雇用した企業に対して助成金を支給しているほか、ユニバーサル・クレジット（Universal Credit）を活用して失業者や低所得者に所得保障も行っている。

今後の若年雇用政策の在り方としては、過重労働の防止など働き方改革を引き続き推進するとともに、若者を雇用する企業への支援等によって新たな就職氷河期の発生を抑止し、若者に対する所得保障制度を整備していくことが望まれる。

「若者のアウトバウンド観光をめぐる動向」真子和也

アウトバウンド観光（海外旅行）は、異文化に触れることによる国際感覚の向上、相互理解の増進といった効果が期待されており、観光立国推進基本法においても、国が青少年の国際交流の促進に必要な措置を講じるものとされている。経済的には、海外への富の流出という側面もあるが、国内旅行業者の売上の3～4割を占めており、主要なマーケットの1つである。

一方、諸外国と比べると、日本人の出国率は低いとされる。青少年の観点からは、平成19（2007）年頃に「若者の海外旅行離れ」が社会問題化していた。これは必ずしも実態を正確に捉えたものではなかったとされているが、場合によっては前述の効果を享受できなくなる。また、若者の海外旅行離れが将来的な旅行市場の縮小やグローバル人材の不足による中長期的な経済成長の阻害につながるという指摘もある。

Ⅰでは、統計や意識調査の結果を整理する。昨今（コロナ禍以前）の旅行者数は増加傾向にあり、平成19（2007）年頃とは違った様相を呈している。その背景として、雇用環境の改善や若者の特徴（アナログな体験への好奇心）が指摘されている。

Ⅱでは、若者の旅行傾向を分析した有識者の研究を紹介する。①旅行に対して刺激性・意外性を求める割合が他の世代よりも高い、②体験重視の観光を求める傾向がある、③自己効力感を高めることが旅行の阻害要因の克服につながるといった分析がある。

Ⅲでは、政府の取組を整理する。国際交流の促進や旅行産業の支援を念頭に様々な施策が行われてきたが、必ずしも関連データや傾向の分析が十分であったとは言えず、政策目的の関係や優先順位が明確でない部分もある。どのような内容の観光が望ましく、どのような政策が効果的なのか、検討を深めるべきである。